

# 調布市国土強靱化地域計画の策定について

## 1 策定の目的・背景

### (1) 策定の趣旨・位置付け

市はこれまで「調布市基本計画」「調布市地域防災計画」等に基づき様々な防災・減災対策の取組を推進してきている。本年度は、近年の災害等に係る教訓を含め、風水害対策等の一層の強化を図るため、地域防災計画の修正を進めている。更なる防災・減災の取組の推進を図り、様々な自然災害から市民を守るため、調布市の防災上の課題やリスク等を明らかにした上で、財源の確保などにも取り組みながら、課題等の克服に向けた施策を着実に進めていくための指針として、国土強靱化基本法に基づき、「調布市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

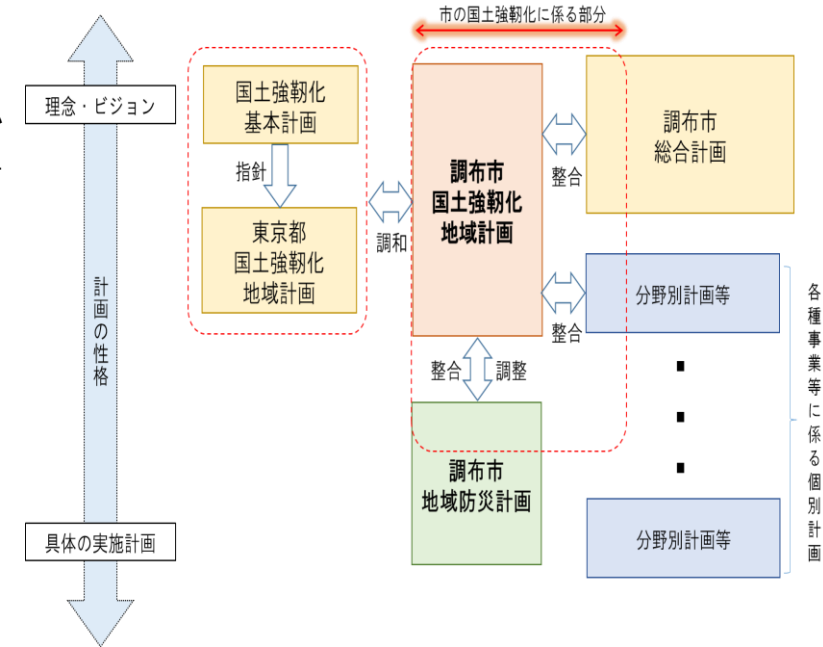
※【国土強靱化基本法】平成25年12月、東日本大震災の教訓を踏まえ「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行。  
⇒（第4条）地方公共団体は、国土強靱化の基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。（第13条）地方公共団体は、国土強靱化地域計画を定めることができる。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、今後の防災施策の方向性を明らかにするとともに、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次調布市総合計画」のほか「調布市地域防災計画」をはじめとする防災に係る既存計画と、これらの既存計画に基づく具体的な取組の指針となるべきものである（右図参照）。

### (3) 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業等に対する交付金・補助金等による支援の充実（関係府省庁連絡会議）

これまでの「一定程度配慮」に加え「重点配分」「優先採択」等の重点化を行うことで計画策定や強靱化の取組を促進。



## 2 策定方針

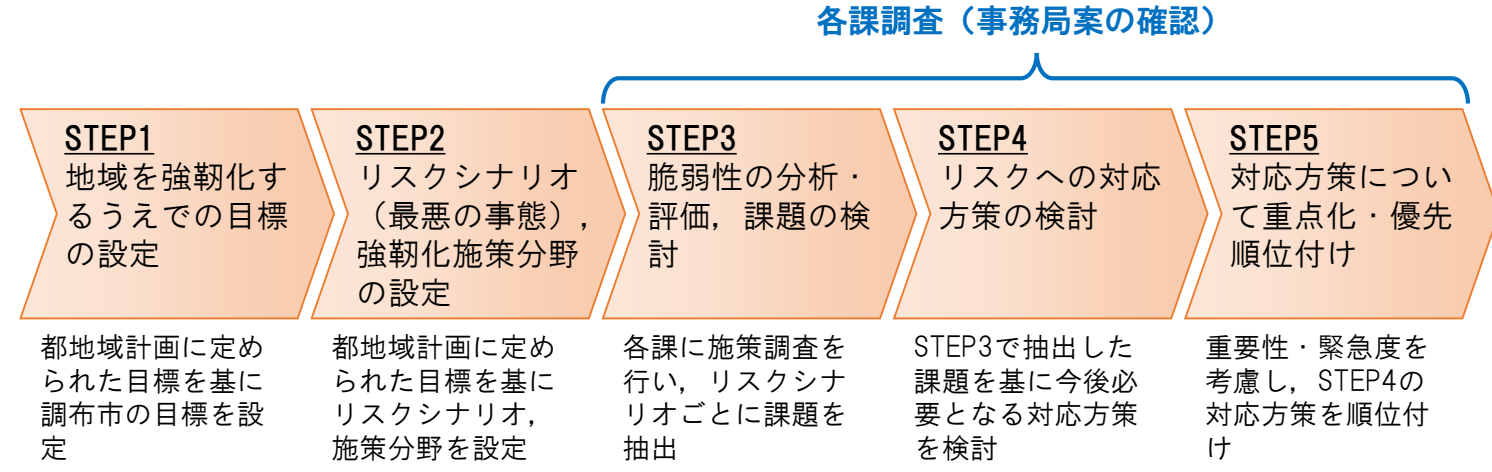
(1) 大規模な自然災害が発生しても、市民及び社会・経済が致命的な被害を負わない「強さ」と、被災後も速やかに回復することができる「しなやかさ（韌やかさ）」を併せ持った強靱なまちづくりを推進するため、国土強靱化基本計画（平成30年12月改定）、東京都国土強靱化地域計画（平成28年1月策定。以下、都地域計画という）を踏まえて、本計画を策定する。

(2) 計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成する。（※計画の内容は、第5次調布市総合計画との整合を図るものとする）

ア 基本計画編：目標、リスクシナリオ、脆弱性評価、リスクへの対応方策等

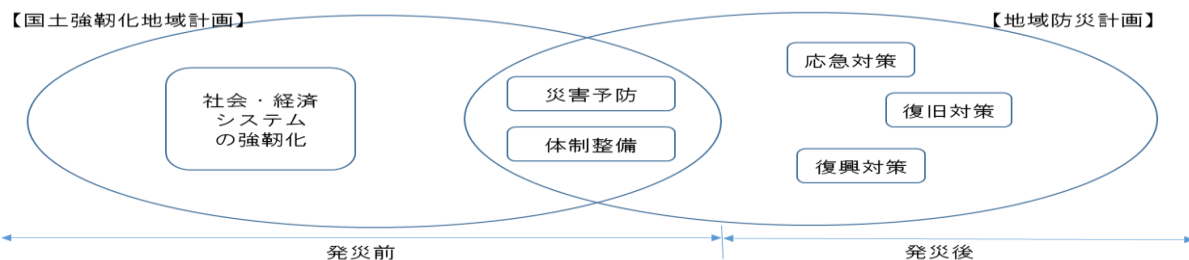
イ アクションプラン編：個別施策と数値目標

(3) 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版：令和2年6月）に基づき、右図の5つのステップで策定を進める。



## 3 地域防災計画との関係

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
主な特徴	強靱なまちづくりのための方向性を示す計画（平時における施策を位置付ける）	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
主な対象リスク	地域で想定される自然災害全般（地震、地震火災、局地的な大雨等）	災害の種類ごと（震災、風水害）
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法



## 4 策定スケジュール

### 【地域防災計画の修正スケジュールと連動して進める】

- 8月 防災会議（策定に向けた基本的な考え方の報告）  
目標の設定、リスクシナリオの設定及び各課調査の実施方法等の確認
- 9月～10月 各課調査・調整、素案作成
- 10月下旬 防災会議（素案の報告）※持ち回りにて開催
- 11月～12月 パブリック・コメント手続きの実施
- 1月下旬 防災会議（パブリックコメント実施結果及び最終案の報告）
- 3月 国土強靱化地域計画の決定